

JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる  
情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合  
（第 7 回会合）  
2017 年 7 月 25 日（火）  
（13:30～15:00）  
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 これより国際協力銀行および日本貿易保険の原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針作成に関する、第 7 回のコンサルテーション会合を開催させていただきます。本日は、お暑い中、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。私、JBIC 経営企画部の橋山が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、前回に引き続きまして、個別論点に関する議論ということで、お手元に配布させていただいております論点整理の表に沿いまして、議論を展開していただければと存じます。なお、この会合の議事録でございますが、透明性確保の観点から後日公開をさせていただきます。また、ご出席いただいております皆さまのプライバシーを確保する観点から、映像や写真の撮影はお控えいただければと存じます。録音は構いませんが、音声自体の公開は控えていただければと存じます。また、ご発言の際は挙手いただきまして、冒頭にお名前、所属をおっしゃっていただいからご発言をいただければと存じます。ただし匿名をご希望される場合には、匿名でご発言いただいても構いません。また、議事録だけ匿名をご希望される場合にはその旨、付言をしていただければ、議事録は匿名で公開をさせていただきます。自由な議論を確保する観点から、皆さまにおかれましても、この匿名希望の場合の取り扱いを守っていただければとお願いいたします。進め方に補足がありましたら JBIC/NEXI よりお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。本日はよろしくお願いいたします。お手元にある論点整理表に従って議論を行っていくわけですけれども、前回、第 6 回コンサルテーション会合で項番 10 まで議論を終えておりますので、本日は項番 11 から始めて、最後の項番 15 まで議論できればと考えております。前回同様ですが、それぞれの項番ごとに NGO、産業界、そして JBIC/NEXI という順番で簡潔に考え方を説明し、その上で議論という形で進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、事前に資料はアップさせていただいておりますので、ご発言の方、ご説明につきましては簡潔にお願いできればと存じます。本日は項番の 15、すなわち論点の一番最後の部分まで議論をできればと考えておりますので、全体といたしましては、時間でございますけれども、15 時までの 1 時間半を、予定をしておりますけれども、2 時間

ルールで状況を見まして、15時30分頃までは延長の可能性がある点、あらかじめ申し上げさせていただきます。

それでは早速でございますが、項番11につきましてNGOの方よりご説明をお願いできればと存じます。お願いいたします。

【FoE Japan 深草】 FoE Japan の深草と申します。モニタリング結果の公開についてですが、提言としましては、原子力固有の問題に関する実施主体によるモニタリング、およびJBIC/NEXIのモニタリングは、それら結果を公開すべきであるとの提言です。趣旨としましては、JBIC/NEXIのアカウンタビリティ、説明責任を果たすために、公的支援付与を決定した際に原子力固有の影響の回避、緩和措置に関して確認された要件が、公的信用付与のどちらも適切に満たされているかどうかについて、実施主体によるモニタリング結果、およびJBIC/NEXIのモニタリング確認結果を公開する必要があると考えます。以上です。

【司会】 ありがとうございます。産業界の方、お願いいたします。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗と申します。よろしくお願いいたします。産業界のモニタリング結果の公開についてですけれども、(1)として、プロジェクトの事前評価報告書の公開における環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則ってJBICさんにより、環境レビュー結果をとりまとめたものを、融資等の契約締結後に公開されているというふうに認識しております。(2)としてモニタリングについても、プロジェクト実施主体が公開している情報であれば、公開することは可能というふうに考えております。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。それではJBIC/NEXIからの説明をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 日本貿易保険の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。項番11に関しまして、JBIC/NEXIの考えということでございますけれども、このモニタリング結果の公開ということについてなんですが、前回議論させていただいたんですけれども、10番にモニタリングという所がございます。この項番10番で議論させていただいたモニタリングに関連してありまして、公的信用付与後に現地で公開がなされた情報、そういったものをどのように扱っていくかという議論と認識しております。項番10でもご説明させていただいたかとは思いますが、原子力固有の問題に関する情報については、ホスト国の法規制等に従って、プロジェクト実施体等によって公開がなされるとわれわれ理解しております。

実はその後の項番12の議論を若干先取りしてしまうことになってしまうんですが、プロ

プロジェクトの実施国で一般に公開された情報のうち重要なものについては、JBIC/NEXI のウェブサイトに掲載していくというようなことを考えております。ただ項番 10 のときにも議論がございましたけれども、特に産業界の方からのご指摘もあったんですが、公的信用付与後に新たに情報公開されるというような場合がございます。JBIC/NEXI で審査をした段階ではまだ公開されていないんだけど、審査後に新たに情報が公開されるというようなケースもありえまして、このような場合、事前に確認ができなかったものについては、事前の公開と同様に JBIC/NEXI のウェブサイトに掲載していくということを検討したいと思っております。以上でございます。

【司会】 それでは項番 11 につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

【FoE Japan 深草】 FoE Japan の深草と申します。質問なんですけれども、審査後に公開される情報というのは、モニタリング以外の情報で重要であると考えられるものを公開されるということでしょうか。具体的に何か例があればお示しいただきたいということと、ホスト国が国内で公開されたもののうち、重要なものについてということなんですけれども、ウェブサイトに載せないもので、現地国で公開されているものに関しては、例えば JBIC/NEXI さんを通して開示していただくということが可能なのか、もしくは直接別のルートでということになるのでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI、回答をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 ご質問ありがとうございました。重要なものについての公開の具体的な例として、どういったものを考えられているかというのが、1 点目のご質問かと思うんですけれども、これも前回、あるいは前々回だったか、議論をさせていただいたかと思いますが、プロジェクトの安全の確保、事故時の対応、それから放射性廃棄物の管理といったものが重要なものと認識しておりますし、こういったものは、指針を作成するきっかけになっている質問主意書の中にも記載されております。これに関連する情報が公開されていれば、そういったものをウェブサイトに掲載をしていくというようなことを考えております。

それから二つ目のご質問というのが、重要ではないと認識しているような情報に関して、仮に JBIC さんなり NEXI なりに請求すればもらえるのか否かというところなんですけれども、われわれ自身がそのような情報の公開を把握しているか否かというところもあって、明確なご回答がちょっとできないところはございます。われわれ自身はどこかのウェブサイトリンクを貼るなりなんなりする。先ほど申し上げたような安全確保に関する情報とか、事故時の対応、そういったものが恐らく規制機関のウェブサイト等に載っているの

ではないかとは思っているんですけども、そういったところにリンクを貼らせていただくというようなこともあるかと思っております。その中で、重要か重要でないかということを選別してリンクを貼るというようなことは、多分ないのかなと思っておりますので、そのリンク先の中から必要な情報を見ていただくというようなことになるのではないかと思っております。

【司会】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】阪上といいます。ちょっと私の理解があれかもしれないんですけども、今、議論になっているモニタリングっていうのは、信用付与を決めた後の話っていうことなんでしょうか。それで、ちょっと話は戻るかもしれないんですけども、前段階での情報開示に関わる JBIC/NEXI さんの側での検討事項っていうのは多分、このペーパーで言うと4番ですかね。私たちとしては安全配慮の確認が、内閣府さんが行うという枠組みになっているので、この指針については情報公開に限るっていう前提になってしまっているのは、それは直接内閣府の方にも確認したんですけど、やっぱり個別の案件について、安全配慮の状況について内閣府で確認するというよりも、国の体制を確認するというのが基本で、個別の案件について、安全の状況なり、あるいは住民に対する住民参加っていうか、情報に関わる問題についても、これは JBIC/NEXI さんの、その情報公開に関わるということではあるんですけども、ここでペーパーで言うと4番の所で、どこまでやっていただけるかっていうことに、非常にかかっているような気がしております。

それで、モニタリングのところとの関係なんですけども、やはりどのレベルまで情報公開を、まず JBIC/NEXI さんとして求めるのかっていうのと、あとちょっと戻ってしまうかもしれないですけど、4番の所で、例えば JBIC/NEXI さんのほうで、その情報が適切に開示されているかですね。あるいは住民参加が適切に行われているかを検討、確認ということが書いてはあるんですけども、そこら辺の、何ていうか、JBIC/NEXI さんの側でどこまで情報を見て、どういう判断をされたのかっていうことについて、信用付与の前にもどこまで開示をされるのかっていうのは、ちょっとしておきたいなと思います。すいません、ちょっと戻ってしまうんですけど。

【司会】 JBIC/NEXI の3点あったかと思いますが、回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 すいません、前提のところですが、おっしゃったようにこのコンサル会合は情報公開指針を作るためということで、内閣府の安全確認はコンサル会合で議論する話ではないのですけれど、私もたまたま先日の NGO と内閣府の会合にお声が掛かって同席していましたのでお話し致しますと、私の認識では、内閣府の方は、立地国主権というのがあるので、相手国の体制を中心に見るけれども、立地国主権という制約の中で、安全確認を精いっぱいやっているのが今の安全配慮等確認実施要綱で、この要綱自身が何

か不十分な点があるというふうには考えてはいないということもおっしゃっていましたので、前提に関する補足ということで、すいませんが申し上げます。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。ご質問のポイントというのが、私の理解としては今、項番 11 というのはそのモニタリング結果として、いわゆる事後に公開していくものを議論しているというところなんで、事前にはどの程度の情報が公開されるのかというご質問と理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。実はその事前というか、われわれ審査をしているときの情報公開の議論というのは、項番の 12 の議論のほうに、実はなってます。項番 12 での議論ということにもなってしまうんですけれども、われわれ事前に情報公開をするのは、審査に着手をして、それでレビューをして、どんな情報が公開されているかっていうようなことを確認をさせていただくことに多分なると思います。私どもの環境ガイドラインで審査をするときには、コミットメントの一定期間の前までに、環境アセスメント報告書をウェブ公開させていただいております。それと同じようなイメージで事前にレビューして、その中で公開が確認されていた文書といったものは、JBIC/NEXI のウェブの中で公開していく、というようなことを検討したいと思っております。公開する内容としては、先ほどの繰り返しになってしまうんですけれども、安全の確保だとか事故時の対応、それから放射性廃棄物の管理といったものに関連する文書というのが中心になると思っております。以上でございます。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 じゃあまた 12 の所で、質問させて下さい。

【司会】 他にご意見、ご質問いかがでしょうか。項番 11 でございます。よろしゅうございますか。それでは項番 12 に移らせていただきます。まず項番 12 につきまして、NGO の方よりご説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

【FoE Japan 深草】 FoE Japan の深草です。提言としましては、融資が公的資金からのものである以上、環境社会配慮確認、安全配慮確認に加え、案件に関わる融資リスク、プロジェクト実行並びに、事業リスクに関わる審査内容の透明化と、国民への情報公開が求められるという提言で、趣旨としましては、原子力事業は一般のインフラ事業に比べてより多くの、かつ複雑なリスクを内包しており、当然 JBIC による極めて厳しい融資審査が実施されるものと考えられます。とりわけプロジェクトファイナンス案件においては、当該事業の収益見込みを含めた長期にわたる操業、事業運営の視点から、厳重な審査が行われるであろうと考えます。JBIC/NEXI による融資や保険支払いの財源は、財政投融资資金などの公的資金である以上、審査融資、審査内容を透明化し、環境社会配慮、安全評価に加え、プロジェクトリスクに関わる評価結果を、納税者に対して明らかにすべきと考えます。万一の重大事故発生の際には、立地当該国民はもとより、輸出国国民にとっても倫理上、

財政上の大きな痛手を被ることになる可能性があるため、海外案件といえども原子力プロジェクトについては、できる限りの情報公開が必要と考えます。以上です。

【司会】 どうもありがとうございました。産業界の方よりご説明をお願いいたします。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗でございます。産業界の考え方としまして、審査内容の情報公開についてですけれども、(1)番として、原子力案件向けの公的信用付与については、通常の案件以上に細心の注意を払い、審査されることが社会的に期待されることについて、十分に理解し尊重すべきと考えております。日本政府による安全配慮等確認、JBIC/NEXI 殿による環境社会配慮ガイドライン、JBIC/NEXI 殿による原子力情報公開指針はおのおの異なる目的を持っており、原子力情報公開指針は原子力プロジェクトの実施主体により、安全の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等に係る情報が、適切に現地住民に対して公開されることが担保されていることの確認に関する指針であるというふうに認識しております。情報公開にあたっては、IAEA のガイドライン等、国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましく、またこの配慮により他国企業との原子力プロジェクト輸出の競争において、福島事故も踏まえた安全性を向上させている日本製品の、輸出競争力を確保することにつながるというふうに考えております。なお、商取引上の機密情報等は、公開対象から除外されるべきと考えております。以上でございます。

【司会】 どうもありがとうございました。次に JBIC/NEXI より説明をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 日本貿易保険の佐藤でございます。項番 12 に関しましてご説明いたします。先ほど項番 11 の議論で、半分近くは申し上げてしまったような気もいたしますけれども、まず環境社会配慮確認に関しての話なんですけれども、商業上の秘密には十分注意をしつつ、プロジェクトに関連して、そのプロジェクトの実施国で一般に公開されている情報のうち重要なものについて、これは先ほども申しましたように JBIC/NEXI のウェブサイトでリンクを貼るなどを検討していきたいと思っております。それと、指針に基づいて確認をした内容ですけれども、これは環境ガイドラインの手続きでもそうなんですけれども、契約をした後にウェブ公開をしております。それと同じような形で指針に沿って確認した内容を、ウェブで公開するというのも検討したいと思っております。三つ目のポツについての融資リスクとプロジェクトリスク、事業リスクの審査内容ということなんですけれども、すみません、これも項番が 12 番ではあるんですが、13 番に融資回収リスクに関する情報公開というのがございます。3 ポツ目の所というのは、13 番の融資回収リスクといった所に近いと思いますので、もしよろしければ、ここの 3 ポツ目の融資リスク、プロジェクト実行および事業リスク等に関しましては、13 番とまとめて議論をさせて

いただければありがたいと思っております。以上でございます。

【司会】 項番 12 につきまして、ご意見、ご質問お願いいたします。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C プロジェクトサポートの川井と申します。融資回収リスクについては次の項目でまた議論があるということなんで、それはちょっと話は置いておくとして、NGO 側が求めているプロジェクトそのもののリスクですね、広い意味での融資リスクももちろん含みますけども、さまざまな実行上のリスク、その中の商業的機密は残念ながら出すわけにはいかないというのがご返答だと思うんですけども、なかなか境目が難しいと思うんですよね。これが純粹商業的競争に係る商業的機密なのか。例えばこれは、まずは質問なんですけども、例えばカントリーリスク、この国の治安や社会情勢、これらが果たして商業的機密と言えるかどうか。カントリーリスクってもちろん為替の問題とか法制の変更の問題とかいろいろありますけども、とりわけ社会秩序の問題、治安の問題等をどのように審査の中で考えたかというのは、それは決して商業的機密ではありませんので、ぜひ公開の対象と考えてますけど、どうなんでしょう。

2 番目には基準地震動の話ですね。例えばトルコに輸出するような場合、そこも非常に地震国でありますけども、どのような耐震設計までがあって、耐震設計の条件になっているのか、どのぐらいの基準地震動が、事業者によって計画されて、それについて融資する側としてはどう考えているかという、これも決して商業機密じゃない。それからあと、さらに言うならば、プラントのそのものの安全性ですね。例えば日本の規制基準ではいろいろな規制がありますけども、今、ヨーロッパなんかでは例えば二重格納容器とか、コアキャッチャーを付けるのも義務になっている。それらが付いているか付いてないか、最低限の世界基準の、それこそ日本ではなくて、世界基準の安全装置が付いているかどうかというのも融資の条件、決してこれも商業的な機密だとは思いません。こういった例がいくつもあるわけなんですけども、今三つほどお話ししましたけども、これらに関しては商業機密には当たらないという考えでよろしいんでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI、回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 ご質問ありがとうございます。項番 12 でご提言いただいた中に、環境社会配慮確認、安全配慮確認、それから融資リスク、プロジェクト実行ならびに事業リスク、こういった、大きく言うと三つあったと思うんですけども、環境社会配慮確認については、この三段表のわれわれの考え方にありますように、プロジェクト実施国で一般に公開されている情報のうち、重要なものについてはリンクを貼るなどを検討します。それから安全の所、安全確認。これは佐藤さんのほうからご説明していただいたように、また、産業界の回答にも重なってきますけれども、情報公開指針においては、政府答弁書

にあるように、安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理、こういったものについての情報が適切に住民に公開されるよう確認する。指針の案文レベルでまた議論いたしますけれども、確認した内容というのを契約後ウェブで公開することを検討するというところでございます。

それ以外の融資リスク、プロジェクト実行リスク、事業リスク、これらは、論点というのをもう一度振り返ったとき、項番 13 の融資回収リスクに近い。融資リスク、融資回収リスク、これはプロジェクトリスクも含まれますし、そういうものは項番 13 で回答しようと申し上げさせていただいております。という整理からすると、三つおっしゃられたうちの二つ目ですね、基準地震動、それから三つ目のプラントの安全性、こういったものは、

【K&C プロジェクトサポート 川井】 カントリーリスク。

【国際協力銀行 大矢】 ええ、それは一つ目ですね、すみません。二つ目と三つ目に関しては安全に係るので、その安全配慮確認自身は、繰り返しになりますけれども、政府のほうやる。政府のやり方というのも、立地国がどういう体制でやっているかというのを注視しながらやるわけですけれども、それに関してわれわれが指針の中でご提示します項目については、佐藤さんが申し上げたように、指針に沿って確認した内容ということで契約後、結果を公開をするということでございます。

一つ目のカントリーリスクは、初めにいただいた提言の中で明示はされていませんが、広い意味で資金の回収等に関わることなので、われわれ自身それを何か公開ということは思っておりませんし、われわれの国のカテゴリー、あるいはその分類というのは必ずしも公開しておりません。これが後の議論、これは項番 13 で議論したほうがいいと思いますが、ご指摘いただいているように、融資回収リスクの審査は大事な部分なのでしっかり情報を集めて分析をしようと思うと、審査結果の全てを公開ということにすると情報が取れなくて、まさに大事だとおっしゃっていただいている分析・審査というのが手薄になってできなくなる。そうすると元も子もない。広い意味で融資の回収だとか、あるいは事業リスク、これは大事です。一生懸命やりますけれども、その公開というのは原則していない。他の案件でもしていないし、IFC もしていないということは、ご理解いただければと思っております。1、2、3 と 3 つ出された事例に対するわれわれの考えは、以上のとおりでございます。ちょっと先走ってカントリーリスク、これは、広い意味で次の項番の融資回収の話ではありますが、整理するとそういうことでございます。

【司会】 いかがでしょうか。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 今のカントリーリスクは、じゃあまた別項目として、安全配慮と環境配慮と、それに関しては基本的に公開といえますか、先ほど私が質問



した、あるいは求めているのは、その情報の公開、例えば基準地震動とか、そういうのではなくて、それを受けて審査をどのように、融資にあたっての審査ですね、どういうふうに評価するか、それを示していただきたかったと、公開していただきたいということ。単にそのまま得られた情報を公開するわけじゃなくてですね。それはいかがなんでしょう。

【国際協力銀行 大矢】 おっしゃっていることは分かるんですが、これはわれわれの役割分担の話につながってきて、安全についてわれわれは審査をしないものですから、それは立地国主権の下、立地国が安全を確認し、それを日本国政府が要綱に基づいて確認をするということですので、われわれとして安全の審査はしないということでございます。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 内閣府の安全配慮等確認の際も、その設備固有の審査はできない、しないということだったんで、要はその設備固有の審査は誰もしない。しないのにもかかわらず融資審査上パスするとOKということになりかねないわけですね。

【国際協力銀行 大矢】 安全審査の一部ですので、私が答えることは僭越ですけども、内閣府の方がいらっしゃらないので政府の安全確認に関して申し上げますと、個別は全く確認しないということではなくて、原子力安全条約に基づく立地国主権の考え方のもとで当該国の審査が中心にはなるけれども、要綱の調査票の3ポツにあるように、個別の部分もやりますし、また輸出契約だとかサービス提供の部分についても、調査票の2ポツで政府・内閣府のほうで確認をすると理解しております。ただ、ここは本来、私が答えるところではなく、政府の役割ということでございます。

【司会】 いかがでしょうか。ご意見、ご質問。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 先ほどの続きにもなる、今、話のあった、特に安全の確保に関する情報公開がどれだけされてるかっていうのが、この指針では、例えば問題にしたときに、実際その規制庁・規制委員会での審査というのを見てますと、特に日本ではということになると思うんですけど、さっきの基準地震動をいくらにして、それに対して機器をどういうものを選定するか、それから基準津波ですね。何メートル来てる、これは例えば防潮堤を何メートルにするのかとか、あるいは防潮堤の地盤改良までやるのかやらないのかっていう、これは、そういうのは単に機器のスペック、そのもののスペックだけではなくて、安全対策をどこまでやるのか、それは当然費用が掛かる話で、融資回収リスクからすると、回避するようなことでもあるんですけども、でも安全を優先すればそこまでいかなきゃいけないよというのが、議論がされていて、あと、重大事故対策ですね。例えば福島で起きたような全電源喪失っていう事態に備えて、どれだけバックアップを、電源車を含めて置いておくのか、どこにどれだけ置いておくのか、といったことの議論で、

単にどういうスペックのものが出ていくのかっていうだけでは、それだけでは終わらないような中身っていうのがあって、もちろん原発の輸出に際して、輸出国側でどこまでやらなきゃいけないのかっていうのを、日本の原発では、重要な点はあるのかもしれないですけども、やはり福島原発の事故を踏まえてと言うのであれば、少なくともそういった周辺の安全対策がどこまでできているのかっていうところで、やっぱり誰かが目を光らせるっていうことは必要ではないかなと思います。それで、ちょっと私たちも内閣府の方に話を聞いて、基本的に個別の炉について、安全審査の中身についてチェックをするというよりは、そういうチェックをする体制を国は持っているかどうかですね。その安全条約を受け入れているかどうかっていうのを含めて、そういう体制を持っているかどうかっていうのを確認するのが主眼であると聞いています。それで例えば端的に聞くと、基準地震動いくらにするのかっていうのは公開されるんですか。それは私たちはどうやって知ることができるんでしょうか。例えばちょっと端的に言うと、そういうことになるんですけど、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

【司会】 JBIC/NEXI、お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 基準地震動をどう置くかというのは、阪上さんおっしゃったとおり、安全評価の大事なコンポーネントだと思っていて、それはまさに安全の確認、安全配慮確認だと認識をしております。それは当該国、立地国において、これは地震がある国、ない国、いろいろありますので一律ではないと思いますが、地震国であればどういう地震を想定して、どういうことを当該国が確認をして、設定をして、その部分を含めた当該国における安全を確保する体制、これがちゃんとしているかというのを、内閣府が確認をするというふうに認識をしております。あと、最後にちょっと触れられた炉のところ、これも我々の話じゃないですけども、GRSR（包括的原子炉安全性レビュー）だとか、あるいはそれを受けていない場合には、先進国の規制当局による型式承認等の取得実績などを確認するということが安全確認の要綱の調査票の中で書かれているところでございます。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 今のお答えは、この融資の全体の枠組みの中で公開されないということですね。基準地震動は、それは相手国がやることで、知りたければ相手国に聞いてくださいっていう、そういうお答えですか。

【司会】 JBIC/NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。その基準地震動ということに限ってということでお答えするというのは。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 例えばと・・・。

【日本貿易保険 佐藤】 例えばということですね。まず、国際的なルールとして、IAEA基準だとか原子力安全条約だとかがございますけれども、そういったものの中に、情報公開とか利害関係者との対話だとか、協議に関してこうあるべきだというような規定というか、ルールがございます。そのルールの中では規制機関が意志決定をするにあたって、利害関係者としっかりと協議をして、判断をするにあたってその利害関係者の意見を参考に決定するべきだ、というようなことが記載されています。すみません、ちょっと今話したその言葉どおりかどうかは自信がないんですけど。そういった中でどういった情報が公開されるかというのは、その当該国と、それと地域、国のステークホルダーとの関係で決まってくるというケースもいろいろあるんじゃないかと思っております。われわれとしては、その結果現地で公開された情報というものを公開していくということになると思っております。以上です。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 いや、だからそれをどういう形で公開されるんですかっていうのを伺ったら、それは内閣府でっていう話になって、いや、それは相手国がやることで話になってきたので、どういう形で公開される。例えば基準地震動は、今の話でいくと、公開されるということですね。JBIC/NEXI さんとして公開されるってということですか、今のお答えは。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。その基準地震動が公開されるかどうかということ、コミットはもちろんできないんですけども、われわれ公開を考えますと言っているもの、現地で公開されているものの中で重要なもの、それに関連しているものというのは安全の確保だとか、放射性廃棄物だとかということをお知らせしておりますけれども、その中には立地の評価だとか、そういった文書だとかが含まれるんじゃないかと考えております。その中で、その基準地震動だとかそういったものの評価がなされているケースも当然あるかとは思いますが、先ほど大矢さんが申し上げたのは、その中身の評価の妥当性ということに関して、われわれ自身が確認する立場にはないということでございます。われわれ自身は指針に従って、そういった情報が住民に対して適切に公開されているかどうかということを確認していくと理解しております。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 分かりました。そうしますと、今度はだから、例えばどのレベルの情報が開示されたら良しとするのかっていう、そういう一つ判断があると思うんですね。例えばさっき出てきた、基準地震動とか基準津波っていうのは、例えばどういふものを基準にして、それが妥当かどうかは別にして、きちんとそういった、どういふものが設定されていて議論されているかっていう前提条件が公になっているかどうか、

そこで日本の原発の場合にも当然商業機密っていうのがあって、審査の過程でも一応審査は公開されてますけども、資料は白塗りになったり黒塗りになったり、あるいは非公開の審議があったりということが多々あって、それでも基準地震動なり基準津波なり、さっき言った重大事故対策なりっていうのは、一定、大体こういうことを考えてます、こういう装置を付けます、こういう地盤改良、こんなことをやりますっていうのがあって、公開はされているわけですよ。だからそこら辺でどういった情報まで出れば良しとするのか、あるいはやはり良しとしないのか、当然商業機密だからしょうがないっていうのではなくて、やっぱり商業機密で、本来出なきゃいけないはずの情報が出てなければ、そうしたらじゃあ融資はできませんよっていう判断は出ると思うんですけども、そこら辺はどこでどうやって決めるんでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 ありがとうございます。NEXI の佐藤でございます。情報公開のレベルと言うことに関しては、一律に決めること自体がかなり難しいんじゃないかと思っております。よりどころとするのは、先ほど申し上げましたような、IAEA の基準だとか条約によりたいと思っております、この中で記載されているような内容、あまり細かい基準地震動うんぬんというような記載はないと理解しているんですけども、地域の方、ステークホルダーの方とコンサルテーションをやって、その上で意思決定がなされたというような中で、地域において協議された中で出てきた情報というものを、われわれ自身は公開していくんだろうと考えているところであります。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 その公開のレベルは、それで良しとするかどうかの判断は、また別にあるわけですよ。

【日本貿易保険 佐藤】 公開のレベルを良しとするのかどうかというよりも、われわれが指針で確認すべきと考えているものは、現地国の事業者だったり、あるいは規制機関だったり地域の方々に情報を公開して、しっかりと説明をした上で意思決定なり何なりがなされているかという点を確認するということでございます。

【司会】 いかがでしょうか。項番 12 でございます。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C の川井です。今の議論を聞いていて、情報の公開の範囲うんぬんということも大事ですけども、それを踏まえて、JBIC/NEXI さんがどのように判断するか、単に公開された、あるいは手に入れた情報のコピーで外に出すのではなくて、仕様等の、それをもってその中から不正確の判断は、特に技術的な面では難しい

とは思うんですけども、それをどのように評価するか、そして融資を OK とするのか否とするのか、やはりそこを明らかにしていただきたいと思う。商業的機密は別の問題として、あるいは次の第 13 番のほうは別としても、基本的な仕様とか情報に関して、それを判断する能力、あるいは知見が JBIC さん、あるいは協調銀行の皆さんには当然あるわけですから、その判断の経過、あるいはその結果というものを、私たちは知りたいと思います。ほとんど意見ですけど。

【司会】 ありがとうございます。項番 12 でございますが、ご意見、ご質問よろしいでしょうか。それでは項番の 13 に移らせていただきます。NGO の方よりご説明をお願いできればと思います。

【FoE Japan 深草】 FoE の深草です。先ほど来、個別具体的なリスクの話が少々出ておりますが、融資回収リスクに関わり、公開すべき情報としまして、例としまして以下が挙げられると考えております。返済の確実性と担保、技術、安全レベルの妥当性、もしくはわが国の新規規制基準レベルを満足しているか、基準地震動、津波の高さなど、事業者の信用力と操業能力、想定重大事故と損害試算、諸リスクの評価、回避、軽減策、カントリーリスク、市場リスク等々が挙げられます。以上です。

【司会】 ありがとうございます。産業界の方よりご説明をお願いできればと存じます。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗でございます。融資回収リスクに関する情報公開についてですけれども、(1)番としまして、本情報公開指針は原子力関連プロジェクトについて、当該国において、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が、適切に住民に対して公開されているかを確認する手続きに関する指針であり、商務条件を含む融資回収リスクについては本情報公開指針の対象外と考えております。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。次に JBIC/NEXI より説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。融資回収リスク、それから項番 12 から若干持ち越した、融資リスク、プロジェクトリスク、事業リスクに係る内容の情報公開についてですけれども、これは商業上の秘密にも配慮する必要があるとあって、公開を行うということではないと考えております。情報公開指針自身は、平成 20 年の政府答弁書で、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が、適切に住民に対して公開されることを担保するために作成するというところでスタートしておりまして、産業界の方も触れていらっしゃいましたけれども、融

資回収リスク等に関する情報というのはこの範疇ではないと考えております。

【司会】 それでは、項番 13 につきましてご意見、ご質問に移らせていただきたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いできればと存じます。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C、川井です。先ほどの 12 番で、確かカントリーリスクの問題ですね、これをどう評価するのか、JBIC/NEXI さんとしてどう評価、あるいはしたのかということを開示していただきたいという件に対して、ここで。

【国際協力銀行 大矢】 その場でほぼ答えてしまっておりましたけれども、カントリーリスクに関しては、これは先ほど私が説明した分類で言いますと、安全に関するというよりもまさに融資の審査、融資回収リスクの部分になりますので、それ自身というのはわれわれの情報公開指針で考えている対象ではないし、また、先ほど項番 12 で若干触れましたけれども、カントリーリスクというのをしっかり情報を集めて分析をするためにも、その結果というのをわれわれは公開しないほうが、むしろ望ましいと考えております。

【司会】 どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 川井です。ということは、実際にはもちろん融資審査の中で、厳密なデューデリといいますが、審査が、評価がカントリーリスクになって、治安の問題とか、為替や、法令変更の可能性等々は、当然審査の中では評価の対象ではあるけれども、外には結果は出されないという意味でしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI、お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 他の部分のプロジェクトのデューデリにも通じるところでありますけれども、当然審査をする場合には、プロジェクトのタイプだとか貸し方によって、分析の重さが違ってきます。為替リスクなんかもどの通貨でわれわれが貸すかによって、為替の変動というものが及ぼす影響が違いますので、一律には言えないんですけれども、ただ、一般論として申し上げれば、われわれがプロジェクト、あるいは融資回収リスクに関して、かなり詳細に分析・審査をした場合であっても、それを外に出すということは前提にはなっておりません。それは、基本的には多くの商業上の秘密やなんかも踏まえながら、あるいは国の場合にも、国が特別に出してくれる情報などにも基づきながら分析しているところもありますので、デューデリジェンスというのを高いレベルで行うためにも、これはむしろ外に出さないほうが望ましいと考えて、これまでもそうしておりますし、他の機関においても同様だと理解をしております。

【司会】 どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 たびたび失礼します。内部で十分なデューデリジェンスが行われるだろうということはよく理解します。その結果として、例えば融資すると、某国に対してですね、それが非常に国民の、何ていいますか、理解というか、結果としてそれが出てきたときの国民の受け取り方と大きな齟齬があった場合ですね。例えばこんな地震国、あるいは治安の悪い国民、本当に原発輸出するのかとかですね、そういうふうにやはり、何ていいますか、より説明ですね、融資側としての、が問われると思うんですね。やはり言葉で言えば説明責任があったとかも、やはりそういった意味でも国民の大きな関心事に関しては、積極的に公開、その判断の経過、根拠というものを公開すべきだと考えます。

【司会】 JBIC/NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 情報公開全般が大事だというのは、ご指摘のとおりでございます。われわれも融資をした場合には原則プレスリリースというのをやりますし、必要に応じて記者の方のご質問に答えて、われわれがどういう観点で、どういう意義を見出して融資したか説明しますし、また審査・分析を全て赤裸々に出すというのは難しいわけですが、われわれが重要な点と考え、審査で悩んだ点などを記者にお話したりということはあるんだと思います。ただ、制度として、自動的にわれわれがその審査、デューデリジェンスの内容を全て公表するというのは、むしろデューデリジェンスのクオリティー、あるいは情報収集に困難を来すので、それというのはなかなかできないと思っております。

また、これは原子力の話だけではなくて、他の案件も同様ですけれども、当然われわれとして融資したお金というのが回収できない、これは、金融機関として、NEXI さんもそうですけれども、一番嫌うところですので、そこはわれわれ金融機関の本能として、一生懸命審査をしていますし、それは今後も続けていくということでございます。

【司会】 いかがでしょうか。ご意見、ご質問。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 すいません、阪上です。これは質問というよりは意見というか、懸念を表明するという感じになると思うんですけど、JBIC/NEXI さんが厳しい審査をされるっていう言葉を聞いたときに、その場合安全リスクに対して厳しく評価、是非していただきたいと思うんですけども、それが回収リスクと対立するような場合っていうのもあると思うんですね。これ以上安全装置を付ける、あるいはプロジェクトで重大事故対応でいろいろ装置を付けてしまうと、非常にむしろ回収リスクが大きくなってしま

うんではないかみたいな、そういう対立するような場面もあるんじゃないか。規制庁・規制委員会の議論を聞いてると、ある意味そこでの事業者側と規制側との、ある意味緊張関係というか対立関係というのが見えているんですけども、そこら辺で厳しい審査をされるというときに、当然回収しなきゃいけないということであると思うんですけども、その場合に、その安全上のリスクを高めるような方向にはしてほしくないし、そこら辺でこれ以上回収リスクの回避を優先すれば安全対策の軽減につながるっていうことになれば、そもそも融資の判断そのものを見直すくらいのつもりでやっていただきたいと思いますし、その辺が、全体が非常に不透明な形で、現状で、この情報公開、回収リスクについては、とにかく非公開でやっていることで初めからなってしまうと、そこら辺の状況については、どうしても外から見えないっていう状況になってしまいますので、その辺については懸念があるというのは表明しておきたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。項番 13 でございます。ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。どうぞ。

【戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション 山口】 原発輸出に反対する市民アクションの山口といいます。カントリーリスクの議論がされているわけですがけれども、他の案件に比べてやっぱりこの原発ってというのは非常にリスクが大きいっていうふうに、僕らも、JBIC さんも当然そういうことは考えられているとは思うんですけども、例えば原発造っても動かないとか、あるいは安全基準が強くなってコスト回収できないと、もうそういう事例が起きているわけじゃないですか。ウェスティングハウスみたいに。もうこれから起きる可能性十分ありますね、ますます。相手国だって再生エネルギーのほうにかじ切らっていう所も十分あるわけですから。そういった非常にリスクが大きいものについてここでさらっと書いてあることで、私は済ましていいというふうには思っていないわけですが、そういう意味ではこの商業上の秘密ってという言葉で覆い隠されているわけですが、そこんとくところをもっと明らかにして、本当に融資回収、ビジネス的な面からも含めてのリスクをきちんと審査するんだというところを、もっと具体的に示してほしいなあと思っているんですけども。要望ですけど。

【司会】 JBIC/NEXI、お願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 ご指摘のとおりだと思っています。つまり、安全基準が厳しくなる、コストが高くなる、原子力プロジェクトがそう簡単にはできないと、個人的な感想と言いながら前回も私は申し上げましたけれども、そういう中われわれ、先ほど本能という言葉も使いましたが、金融機関としてバイアブルではないプロジェクト、これに融資をするつもりはないですし、また、債権回収できないような所に融資をするつもり



はない、これまでもそういうことでやってきたし、そういう意味ではデューデリジェンス、あるいは審査という言い方でもいいんですけども、それはきっちり、これまでもやってきたし今後もやっていくと、そういうつもりでございます。ご指摘されていることは非常によく分かります。

【司会】 いかがでしょうか。

【戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション 山口】 いいですか。

【司会】 どうぞ。

【戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション 山口】 山口です。むしろその融資を期待されている産業界の皆さんのほうから、今のようナリスクに対してどう思われているかというのを、意見聞けたらいいなあと思ってます。まあ、いいですけど。

【司会】 よろしいでしょうか、産業界からご意見ございましたら。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗でございます。今、世の中でいろいろ記事等になっていることについては個別の会社のお話ですので、ちょっと私のほうからお答えできるお話ではないんですけども、昨今の原子力を取り巻く状況を踏まえまして、いろいろナリスクが高まっているということについては、皆さまご認識のとおりでありまして、産業界も同じ認識と考えております。そのようナリスクが高まっているからこそ、JBIC さんの審査も厳密にされると思いますし、われわれ産業界としても当然、損失を出すというわけにはいかないというのは銀行、JBIC さんの本能とおっしゃられていたことと同じであると考えておりますので、その辺りのところは実際のプロジェクト団体において厳密に、各個々の企業で検討されていくものと考えております。以上でございます。

【司会】 項目 13 番でございますけれども、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは項番の 14 に移らせていただきます。NGO の方よりご説明をいただければと思います。よろしくお願いたします。

【FoE Japan 深草】 FoE Japan の深草です。JBIC/NEXI は原発指針を踏まえた審査を意思決定前に行い、審査結果を意思決定に反映すべきであると考えます。また、指針が満たされない場合は、融資、付保を行わないという判断をすべきであると考えます。また、融資、付保を決定後、指針が要求している事項を満たしていない場合には、貸し付け等の実行停止、期限前償還を求めるべきであると考えます。背景、趣旨としましては、原発事故

を国内外で繰り返さないということは、原発に関する立場の如何を問わず、福島原発事故を経験した日本の国是であると考えます。また、安倍首相は福島原発事故を引き起こし、その経験を踏まえた日本の原発を安全とし、原発輸出を推進する発言を行っております。このような趣旨で原発輸出を正当化するのであれば、原発事故を二度と引き起こさないということ、そのための最大限の努力を行うことをコミットし、それを可能とするような制度設計を行うべきであると考えます。また、既にJBICさんの環境社会配慮ガイドラインにおいては、以下のような文言が明記されていると存じております。『当行は、環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映する。当行は、プロジェクトの環境社会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えると考える場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる』。また引用ですけれども、『当行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する』。中略して、『借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき当行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが融資等の実施後明らかになった場合に、当行は、融資契約に基づき、貸付等の実行を停止し、または借入人に期限前償還を求めることがあること』というふうに明記されていると存じております。原発指針についても同様の扱いとすべきであると考えます。以上です。

【司会】 ありがとうございました。産業界の方よりご説明、ご意見、ございますでしょうか。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗でございます。資料にありますとおり、産業界の考え方というのは特にございません。こちらの指針を意思決定で反映されるというところは、JBIC/NEXI さんでご判断されることと考えてございます。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。それではJBIC/NEXI より説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。項番 14 でございますけれども、本情報公開指針は環境ガイドラインを補完する文書との位置付けにすることを考えており、本指針に基づく確認の結果を、意思決定に反映することを検討したいと思っております。具体的には、必要な場合には適切な情報公開が行われるよう、プロジェクト実施者に働きかける。さらに本指針に沿って適切な情報公開が行われない場合には、融資を実施しないこともあるという方向で検討していきたいと考えております。また、深草さんから

もお話がありましたけれども、必要な場合には融資契約等において、プロジェクト実施者等の適切な情報公開を確保するような、そうした条件を盛り込むということも検討していきたいと考えております。

【司会】 それでは、項番 14 につきまして、ご意見、ご質問お願いいたします。よろしゅうございますか。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C の川井です。過去に環境社会配慮確認で、やはりこの条件にかかって途中で融資をストップした、あるいは償還したという例はあるんでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI、回答をお願いいたします。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 今、分からなければ後で結構です。

【国際協力銀行 大矢】 ファクトとしてあるかどうか確認をします。ただ大事なのは、環境ガイドラインにその旨書いておりますので、それによる効果というか、それを前提にプロジェクトもしっかり形成されているということもあると思いますけれど、ただご質問の点、あったかどうかというファクトをちょっと確認をして、次回ご説明いたします。

【司会】 本件ご質問の方、いらっしゃいますでしょうか。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 はい。

【司会】 どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 調べていくにあたって、もう一つ過去の原子力の資材ですね。やはり輸出した件で、確かこれ、内閣府によると先日 26 件と聞いたんですけども、安全配慮確認を行ったのは。いずれにしる、それと JBIC さんが融資した数と一致してるかどうか分からないんですけども、やはり原発の資材関連でいったん融資を承認して、その後、何らかの償還なり停止なりした件もあるか、併せて調べていただく。

【司会】 JBIC/NEXI、お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 確認ですけど、原子力案件で融資契約を結んだ後に貸し出し停止、あるいは期限前償還を求めた案件があるかっていうことですね。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 はい。

【国際協力銀行 大矢】 分かりました。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 あくまで調査できる範囲で。

【司会】 ご意見、ご質問、いかがでしょうか。それでは項番の 15 に移らせていただきます。項番 15 につきまして、NGO の方よりご説明をお願いできればと思います。

【FoE Japan 深草】 FoE Japan の深草です。提言としまして、本指針を異議申立の対象とするべきである。趣旨としましては、第 1 回コンサルテーション会合におきまして、既に本指針は、環境社会配慮ガイドラインを補完する指針であるということが明確化されていると存じております。従って環境社会配慮ガイドライン本文の各規定と同様に、本指針の規定は異議申立の対象となるべきであると考えます。以上です。

【司会】 ありがとうございます。産業界の方は、ご意見は特段ございませんでしょうか。はい、承知いたしました。それでは JBIC/NEXI より説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 本情報公開指針は、環境ガイドラインを補完する文書という位置付けで考えております。従って本指針の不遵守に関しては異議申立の対象とし、結果として指針の内容はしっかり実施されるよう確保することを、検討していきたいと考えております。

【司会】 項番 15 でございます。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いできればと存じます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではありがとうございました。本日につきましては、項番 15 までということになりました。最後に JBIC/NEXI より補足すべき点などあればお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 本日、お忙しい中お時間をいただき、ご議論をいただきましてありがとうございました。今回、論点について議論というのを一通り終えましたので、今後、情報公開指針の案というのをご提示して、それについて議論を行っていきたくております。次回のコンサルテーション会合のタイミングについては、われわれの作業の進捗にもよりますので、確定的なことは申し上げられませんが、早ければ 8 月の末ということも検討していきたいと思っております。いずれにしても日程が確定しましたらホームページにアップすると共に、皆さんにご連絡したいと思っております。ありがとうございます

ました。

【司会】 以上で第7回コンサルテーション会合を終了することとさせていただきます。  
本日はお忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

(了)